

第 1 号様式（第 8 条関係）

京都市障害児通所支援事業における医療的ケア児等受入促進補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者名） 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。				
事業所名				
所在地				
申請金額				円
申請金額内訳	（補助単価） 1 0 0 , 0 0 0 円	×		名
	（補助単価） 5 0 , 0 0 0 円※	×		名

※令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間における重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金の対象児童は補助単価 50,000 円とする。

第1号様式（別紙）

事業者名：_____

事業所名：_____

新規受入児童一覧

氏名	受給者証 番号	就学・ 未就学	開始(予定) 年月	認定区分※	重心放デイ 補助金対象

※「重心」、「医ケア」、「重心医ケア」いずれかを入力すること。

※本様式に記載された情報を、京都市医療的ケア児等地域支援コーディネート事業受託者や地域生活支援センター等に提供することについて、あらかじめ保護者の同意を得ること。

第 号
年 月 日

御中

京都市長 松井 孝治

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付要綱第8条の規定により提出された補助金交付申請書について、当該補助金交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり決定したことを通知する。

記

申請者	
事業所名	
決定内容	交付 ・ 不交付 (不交付の理由)
交付予定額	
教示事項 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。	

第 3 号様式（第 1 1 条関係）

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金変更交付申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者名）

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、変更を申請します。	
交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 付け 第 号
変更内容	☐ 事業所名の変更 ----- （変更後の事業所）
	☐ 申請金額の変更 ----- （変更後の金額） 円
	☐ その他 -----

第 号
年 月 日

御中

京都市長 松井 孝治

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金変更承認通知書

年 月 日付けで京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により提出された補助金変更交付申請書について、当該補助金交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり承認したことを通知する。

記

申請者	
事業所名	
変更後交付予定額	
その他変更内容	
教示事項	
1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。	
2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。	

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金実績報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名（法人の名称及び代表者名）

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、実績を報告します。				
交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 付け	第	号	
交付予定額				
交付予定額内訳	（補助単価） 1 0 0 , 0 0 0 円	×		名
	（補助単価） 5 0 , 0 0 0 円※	×		名

第 号
年 月 日

御中

京都市長 松井 孝治

京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで京都市障害児通所支援事業所における医療的ケア児等受入促進補助金交付要綱第 1 3 条の規定により提出された実績報告書について、当該実績報告書の内容を審査した結果、下記のとおり決定したことを通知する。

記

申請者	
事業所名	
交付確定額	
教示事項 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求することができなくなります。 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。	